

授業料減免制度の現行水準を維持することを求める要望意見書

国が来年4月から導入する高等教育の修学支援制度と引きかえに、文科省は令和2年度から現行の国立大学の授業料減免制度について廃止する方針です。

就学支援制度による低所得者世帯への支援は当然ですが、対象となる学生は全学生の1割程度に限定されます。現行の授業料減免制度は中間所得世帯までが対象とされていたため、国立大学に通う学部生のうち約1万9,000人の授業料負担が増加すると文科省が調査結果でも明らかにしています。

国は、問題の深刻さを認めざるを得ず、継続的な支援について、来年の制度施行までに検討すると国会で答弁していますが、いまだ方向性は示されていません。

このままでは、新制度の基準によって、今年度まで授業料免除を受けられていた学生が除外されたり、各大学が実施していた独自の授業料減免措置の多くが廃止されることとなります。今後入学する高校生等についても、これまで受けられていた支援の対象外となることで大学進学を諦めざるを得ない生徒が出てまいります。

文科省に対し、学生たちが「これでは大学に通えなくなったり、進学を諦めたりする人が出てきてしまう」、「増税したのに減免措置が後退するのはどういうことですか」、「最低限これまでの水準を維持してほしい」と不安や懸念を訴えています。

よって、国においては、在校生はもちろん、令和2年度以降の新入生も今までどおり減免が受けられるよう制度の維持、予算の確保をするよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月17日

北海道余市郡余市町議会議長 中井 寿夫

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣